

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究

（主任研究者 日本子ども家庭総合研究所 高橋重宏）

分担研究報告書

ファミリープリザベーションにおける  
ソーシャルワーク実践モデルの開発に関する研究

分担研究者 高橋重宏 日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部部长

**研究要旨：**

子ども虐待は社会的に大きな問題である。しかし、子どもの保護をはじめとして、初期対応については充実が図られてきたものの、家族の維持や再統合についてはまだまだノウハウが不十分で、いまだに資源の構築から援助技法まで新たなモデルの構築が求められている。死亡事例が相次ぐ中、強制的介入に対しての社会的な要請は高まっている。一方で、当事者権利を担保する仕組みを確立することも急務である。また、諸外国では、公的な保護機関の限界が明らかになる中で、児童相談所等相談機関だけでなく、家族、親族、そして地域といった資源を有機的に活用した当事者参画型実践について検討し、実践モデル、およびその教育・研修、教材作成等について検討を進めてきた。

2年目にあたる本年度は、これまで蓄積してきた実践例、報告書にまとめてきた模擬実践事例を再検討し、児童相談所版ファミリーグループ・カンファレンスの事例、およびマルチメディア教材を作成し、DVDとしてとりまとめた。

**研究協力者：**

林浩康（日本女子大学）  
佐々木政人（愛知淑徳大学）  
加藤芳明（神奈川県保健福祉部）  
栗原直樹（十文字学園女子大学）  
鈴木浩之（神奈川県中央児童相談所）  
佐久間てる美（神奈川県中央児童相談所）  
妹尾洋之（神奈川県厚木児童相談所）  
根本顕（神奈川県相模原児童相談所）

佐藤和宏  
（神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所）  
大竹智（立正大学）  
澁谷昌史（関東学院大学）  
伊藤嘉余子（埼玉大学）  
河原畑優子  
駒崎道（東久留米市）  
中谷茂一（聖学院大学）  
有村大士（日本子ども家庭総合研究所）  
板倉孝枝（日本子ども家庭総合研究所）

## A. 研究目的

子ども虐待対応が社会問題として認識されて久しい中で、日本でも子ども虐待への対応は、保護、およびリスクアセスメントに焦点を置き、児童相談所が多くの役割を集中して担う形で発展してきた。近年では子どもを被虐待環境から保護する局面に加えて、家族再統合等のファミリープリザベーションに関しても焦点が当てられるようになった。特に、保護した子どもへの家族再統合の局面では、通知として「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」がしめされる等、充実が図られてきている。しかしながら、具体的な支援方法は未だに暗中模索の状態である。また、児童福祉法により、市町村が児童相談の一義的な役割を担うこととはされているが、自治体間の差が大きく、援助の地域での枠組みを構築するために地域の機関が一堂に会する要養護児童対策地域協議会の設置が進められてきたが、インフォーマルな資源の活用方法も含めフォーマル、インフォーマルな資源を有機的に活用できる援助方法も未だに十分とは言えない。

本研究班では、ニュージーランドにおいて開発されたファミリーグループ・カンファレンスの要素について、アメリカ、カナダ、イギリス、アイルランドといった諸外国での採用されている特徴などに着目し、日本での家族再統合等のファミリープリザベーションにおいて公的(フォーマル)な資源に加えて、家族、親族、地位域といったインフォーマルな資源を有機的に活用する支援技法の作成を目標に研究を進めてきた。本年度は最終年度にあたり、児童相談所で活用できる家族参画型実践のモデルを提示するにあたって、これまでの研究、実践成果の整理を行った。最終成果として、日本における児童相談所版ファミリーグループ・カンファレンス模擬事例を作成し、DVD教材を作成することとした。

## B. 研究方法

DVD教材に使用する模擬事例については、K間における成果に基づき、日本の児童相談所における児童相談所版ファミリーグループ・カンファレンスが適用可能な事例について議論を重ね、紹介する事例の種類と内容について検討した。

研究成果としてDVD教材、およびDVD教材と共に使用するテキストを作成した。

## C. 結果と考察

### 1. 紹介する模擬事例の検討

事例の検討にあたっては、これまでの報告書で紹介してきた模擬事例、およびこれまでの実践事例を参考にし、どのような事例を紹介するのかを検討した。検討の結果、典型的な模擬事例を一つに絞り、親との出会いの場面から日本版ファミリーグループ・カンファレンスを実施し、家族、親族やフォーマル(公的)、インフォーマルな資源で合意を得る場面までを紹介した。

なお、今回作成した日本版ファミリーグループ・カンファレンスをはじめとする当事者参画型実践においては、ただ当事者を参加させる仕組みを作るだけでは不十分である。当事者が主体的に役割をはっきできるためには、そのためのエンパワメントが欠かせない過程となる。従って、模擬事例においては日本版ファミリーグループ・カンファレンスを実施する場面だけでなく、それ以前に母親のエンパワメント、子どもを含めた家族の意向確認も含め、詳細にその過程(プロセス)を紹介することとした。

### 2. DVD教材の作成

K県の親子支援班を中心とした児童相談所スタッフに協力をいただき、撮影を行った。その後、シナリオに従い、委託業者が作成した。(別添)

### 3. テキストの作成

テキストの内容は二部構成とした。

まず第一部では、児童相談所版ファミリーグループ・カンファレンスを理解する上で重要な項目を検討し、盛り込んだ。

第二部ではDVDで紹介した模擬事例について、そのシナリオと、場面に即した解説を掲載した。(別添)

### D. 結論

3年間の研究の成果としてDVD教材、テキストをとりまとめ、全国の児童相談所に配布した。

### E. おわりに

日本では、死亡事例に焦点が当てられた報道がなされ、死亡事例の検証のみが進められ、援助の効果や全体像は把握されていない。そのため、法的対応も含めた対立的な介入モデルの必要性が強く訴えられている。しかしながら、欧米先進諸国では、子ども虐待対応件数の増加により、公的な機関だけで対応する限界、およびネグレクト事例への長期的な視野に立って支援の欠如から再通告されるケースの存在に気づき、当事者も含めたエコロジカルなシステムの構築に視点を当ててきた経緯がある。

ファミリーグループ・カンファレンスをはじめとする当事者参画型実践は、いくつかの都道府県で少しずつ定着が進んでいる。日本

でも公的機関だけでは虐待対応は難しく、その予防や再通告を防ぐシステム作りに再び焦点が当てられる段階に進んだ場合、さらに中核的なノウハウとして議論されることになる。

今回作成した日本版ファミリーグループ・カンファレンスは、今後も現状に即した改変を進めながら、さらに地域、対象、局面に即したモデル作り、加えて子ども虐待、あるいはマルトリートメント対応システムそのものに組み込む方法を模索していく必要がある。

資料1：神奈川県による実践

「当事者参画」により家族支援をすすめた事例

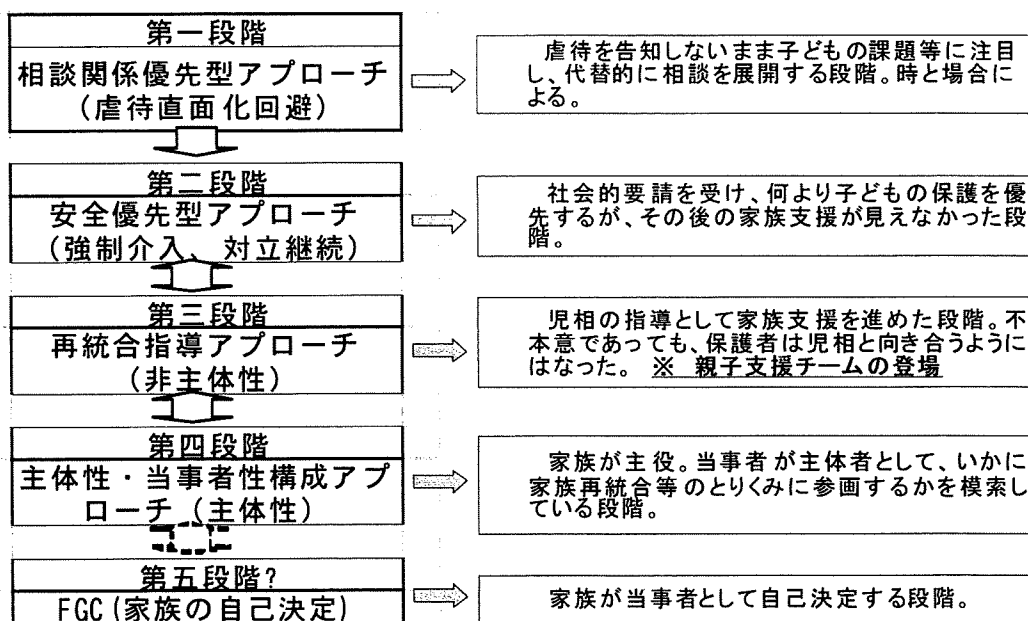
はじめに

ここでは当事者参画により家族支援を進めた4事例を紹介する。

過去2年間の本研究報告と重なるが、はじめにどのようなことから当事者参画をテーマとして実践に取り組んでいるのか、その背景となる考え方について言及したうえで、事例を紹介す

図1

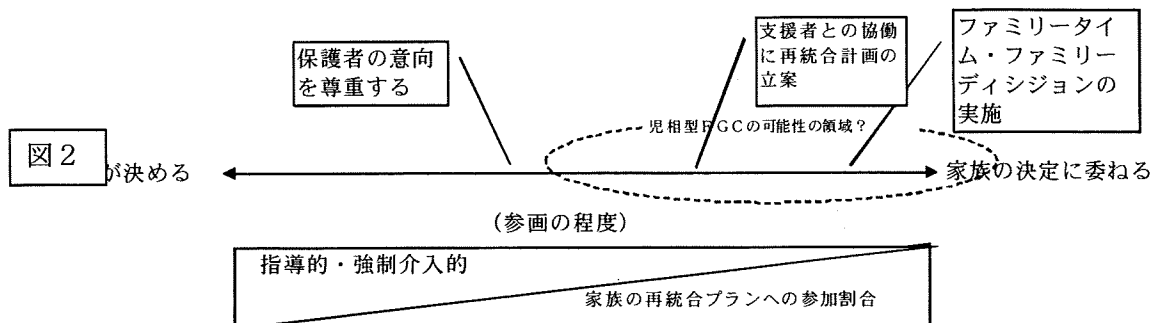
家族支援の「発展」段階



9

る。

図1は児童相談所がこれまで、取り組んできた家族支援を5つの段階として紹介したものである。児童相談所は子どもの命と安全を守るために保護者の意思に反してでも子どもを保護する一方、家族が安心して暮らせるために再統合支援をするという二つの矛盾した役割を担って



きている。そのことにより、保護者との対立が避けられない介入が増え、対立から始まらざるをえない家族支援はどうしても児童相談所による一方的なものになりがちであった。当事者である家族が、指導を受ける存在として受身の立場におかれていることを感じていた。私たちは、いかに家族が主体者、当事者となるための家族支援は、どうあるべきか実践を通じ検討してきた。そして、たどり着いたキーワードは「当事者参画」という視点であった。

図2は当事者参画についてまとめたものである。当事者参画は子ども虐待への介入の様々な局面に応じ、その参画の「程度」は異なる。虐待が発生してまもない強制介入の初期段階では児童相談所の判断が優先されるのは、子どもの命と安全を守るためには当然のことである。保護者と児童相談所がパートナーシップを築き、家族再統合を積極的に進める段階では参画の程度は大きくなる。図は左軸にすすめば児童相談所の指導の色合いが強く、右軸にすすめば当事者参画の程度がすすむことを示してある。図1の家族支援の発展段階の5段階も同様であるが、児童相談所による家族支援は、ある場面では児童相談所の指導的色合いが強く、ある場面では家族の当事者参画の程度が高くなる。どちらが優れているというように、単純に理解するものではない。その点では児童相談所はパターンリスティックな介入(ここでは専門職主導のアセスメント、判断による介入という意味)と当事者参画による家族支援を調和的に進めていく役割を担っているといえる。

### 神奈川県児相における親子支援に関わるチームアプローチ

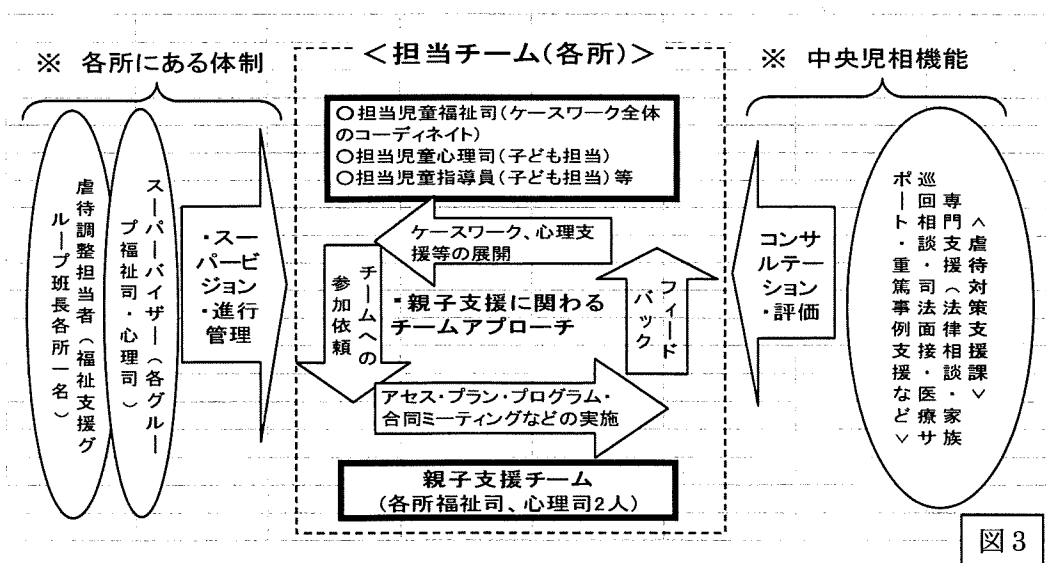


図3は神奈川県児童相談所における児童相談所内のチームアプローチを概略図として示したものである。先述したパターンリスティックな介入と当事者参画による家族支援を調和的に進めていくために有効な職員体制である。ここで紹介している事例は親子支援チームによるものであるが、図にあるように親子支援チームは事例のチームアプローチの一翼を担っている。あくまでチームの一員である。ときに児童福祉司やスーパーバイザーの児童相談所の意向を明確に示すパターンリスティックな指導があって、はじめて親子支援チームの存在が機能するのである。保護者対児童相談所という二者関係の対立の構図から、親子支援チームが加わり三者関

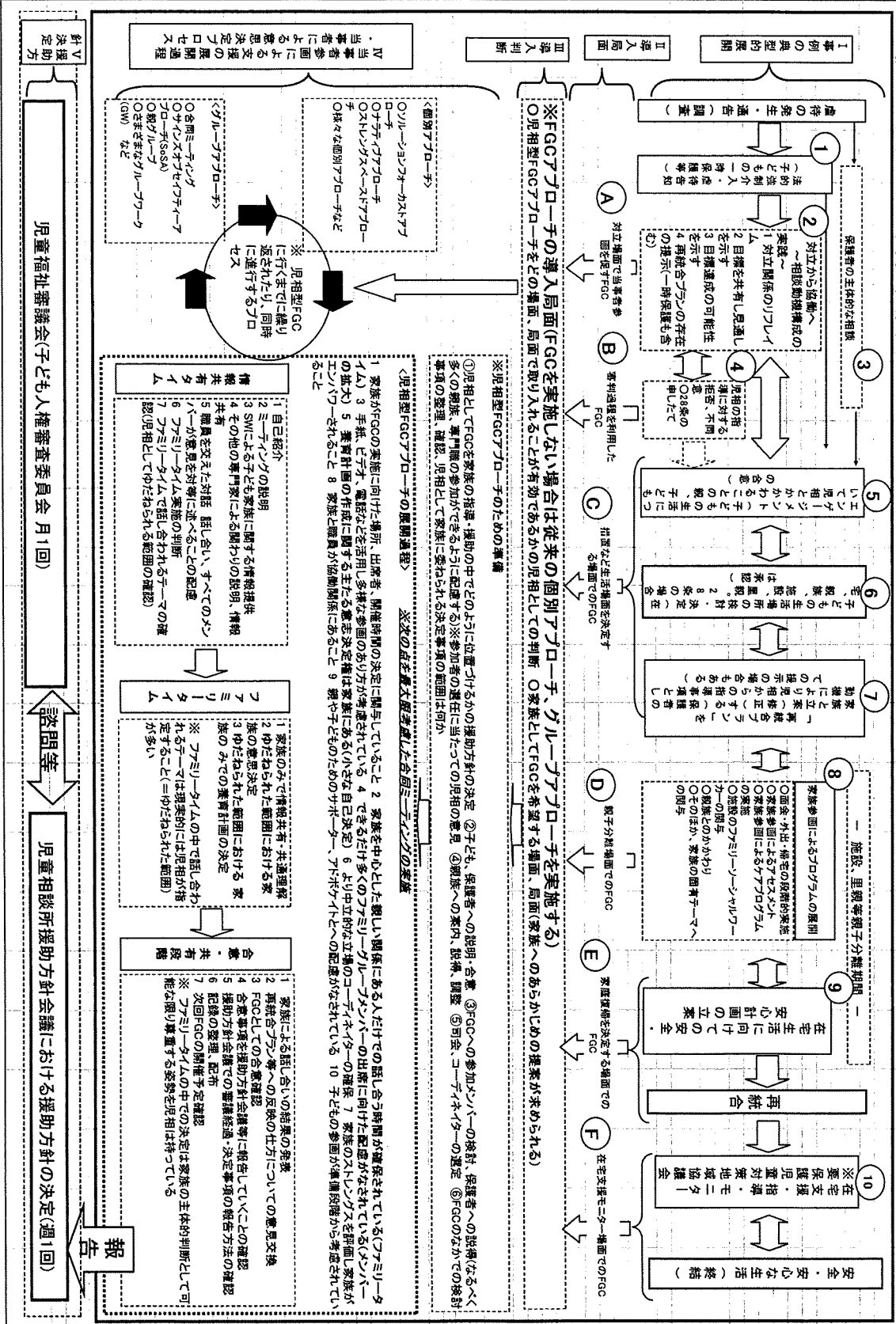
係を形成し、支援をすすめる点に特徴がある。

そして、図4が当事者参画を進めていくための実践モデルとしてのファミリーグループ・カンファレンスの展開過程についての試案である。神奈川県では、親子支援チームを中心に既に当事者参画の実践モデルとして「家族合同ミーティング」を進めていた経過があり、その延長線上にファミリーグループ・カンファレンスを捉えることができた。

以上が、これから紹介する事例に当事者参画の視点を取り入れた背景である。なお事例については、親子支援チームが関わった事例を組み合わせるなどしてまとめたもので、個別事例に言及したものではない。

※ ここで紹介した図表はすべて20年度の本研究報告から引用したものである。

◎ 児相型FGC実践モデルの展開過程(仮説)



## 事例 1

児童相談所が『母親 - 親族』間の板挟みからの脱却した事例  
～意思決定の主体を家族に戻す児相版ファミリーグループ・カンファレンスの試み～

### 1 はじめに

介入が効を奏し当座の子どもの安全が守られても、その後家族が落ち着きどころを求めて試行錯誤を重ねる過程で、家族間の様々な軋轢が顕在化することがある。児童相談所は、そうした家族に寄り添いながらも、時に家族内の葛藤の渦に巻き込まれ、展開に困難を覚える事態に陥ることもある。

本事例は、そうした状況に至り、児童相談所と家族・親族との間で、子どもの安全維持を判断する主体性を整理し、この安全確保の課題が、家族・親族の主体性の下に達成されるよう方向付けること、を目的とし、児童相談所版ファミリーグループ・カンファレンス（以下『FGC』と略記する）を実施したものである。

以下、事例について報告し、『FGC』実施の意味・利点について考察したい。

### 2 事例概要

小学校4年生男児と32歳の実母の母子家庭。実母は境界性人格障害でアルコールへの依存傾向がある。夜間飲酒して帰宅後さらに加飲し、一升瓶を持って就寝している子どもの枕元をまたごうとして転倒、瓶により子どもの頭部に裂傷を負わせた。救急搬送先の病院からの虐待通報により、児童相談所は関与を開始することとなったものである。本人や学校の情報からは、言葉による暴力（心理的虐待）、および夜間飲酒時のネグレクトが日常的に繰り返されていることが確認された。

児童相談所は、現状では実母の養育能力に限界があると判断し、本児の公的保護を検討したが、隣町に住む母方祖母が養育を申し出、公的保護への拒否感の強い実母も渋々これを了解したことから、親族の引き取りにより子どもの生活の場が確保され、安全も守られることとなった。これにより、当初の児童相談所の関与の目的は達成された。

母方祖母（以下「祖母」とする）は、母方祖父（同「祖父」とする）との二人世帯。祖父は企業の重役で平日は会社近くに借りたマンションに寝泊りしており、週末に帰宅する生活を続けていた。祖父母宅に経済的な問題はなく、祖母は本児を祖母宅近くの私立小学校に編入させ、安定した日常生活が維持できるようになった。子どもの適応も良好であった。このような状況が確認されたことから、児童相談所は関わりを終結とする方向とした。

ところが、間もなくして実母が祖母に強く引き取りを要求するようになり、対応に苦慮した祖母から、児童相談所に援助要請が寄せられた。祖母は実母に「児童相談所が自分に預けたのだから、児童相談所の許可がなくては子どもは渡せない」と言い、児童相談所には「娘（実母）には養育は無理で、現状では子どもの安全な生活は守られないのであるから、諦めるよう説得して欲しい」旨の要望を伝えてきた。対する実母は、児童相談所の許可がないと子どもは渡せないと祖母が言っているの、早く許可を出せ、と毎日のように担当者に詰め寄った。

実母と祖母の間に立つ形となった児童相談所の担当児童福祉司は、実母の精神面と生活面の



安定を確認しつつ、粘り強く双方に働きかけ、間を取り持ちながら、母子交流の機会を探り、約1年の歳月をかけて、週末の実母宅への帰宅の実施にまで漕ぎ着けることができた。しかし、その間一貫して、実母は引き取りの許可を出さない児童相談所に対し攻撃的であり、祖母は徐々に交流を広げて行こうとする児童相談所に不満を抱いていた。

担当児童福祉司は、ここから先は家族（親族）の問題という意味合いが大きく、子どもの安全を維持するために当事者がどう折り合いをつけ、解決を導き出して行くのかがテーマであると感じていたが、実母は「そもそも頼んでもいないのに、お前らが子どもを奪って行って勝手にババア（祖母）にくれちゃったんだから、お前らが最後まで責任を持って」と言うのが決まり文句で、担当児童福祉司をうまく間に挟んで、関係の悪い祖母との交渉に当たらせようという、依存性と操作性を色濃く見せていた。祖母は、言葉遣いこそ常識的なものであったが、児童福祉司を取り込んで、実母－祖母間の母子関係の課題への直面を避けながら話を有利に進めようとするところは、実母と全く同じ動きであると感じられた。

このような状況に至り、身動きが取れなくなった児童相談所の担当児童福祉司は、スーパーバイザー・親子支援チームとともに、事態の展開をねらって『FGC』を実施することを企図したものである。

### 3 FGCの実施構造

#### (1) 準備

準備は主に担当児童福祉司が担った。児童福祉司から実母、祖父母に連絡をとり、趣旨を説明し参加を呼び掛けた。当初、多忙な祖父の参加が危ぶまれたが、子どもを奪い合うような構図になっている実母・祖母以外のキーパーソンが必要と考えていた担当児童福祉司は、祖父の参加できる日程を優先して調整を行った。

また、親族の中で他に協力をもらえる人がいるかを確認したところ、母方大叔母の名前があり、実母との関係も良好だとのことだったが、祖母は大叔母への呼び掛けにはあまり積極的ではなく、結果的に調整しきれず参加を得ることは出来なかった。

本人の参加については、開催が平日の日中で学校の時間帯と重なること、実母－祖母間の意向調整が主たるテーマとなると予想されること、などの理由から、参加は求めないこととした。実母－祖母間の葛藤は、既に十分に子どもを巻き込んでおり、今回参加することで、子どもの意向を尊重するという名目から、子どもに実母か祖母の選択を迫るような構図となることが大いに懸念されていたところである。

#### (2) 参加者の構成

ファミリーグループ：実母、祖父、祖母

支援者グループ：児童相談所、担当児童福祉司、担当児童心理司、児童福祉司スーパーバイザー

進行：児童相談所、親子支援チーム進行役、記録役

#### (3) 実施場所

会場として、児童相談所の面接室を用意した。情報整理のためのホワイトボードと、参加者8名分の椅子を並べると、それでほぼいっぱいとなる程度の部屋の広さであった。

#### (4) 進行の流れ

情報共有→ファミリータイム→合意形成

### 4 実施結果

#### (1) 情報共有

担当児童福祉司が、児童相談所の関与のきっかけ、経過、現状について、必要な情報を確認し、併せて今回検討を要する課題について提示した。

課題は、今後子どもの安全な暮らしを守って行くためにはどうすればよいのかということであり、ファミリーグループでこの答えを考えて欲しいこと、ファミリーグループだけで課題の達成が難しい場合は、どのようなサポートを必要としているのか、これについてもファミリーグループ側から発信してもらいたい、というものであった。スーパーバイザーからは、ファミリーグループで子どもの安全を守ることができないとなれば、残念ながら児童相談所が判断をせざるを得なくなる場合も出てくる、と言う点が付け加えられた。

これらは、親子支援チームの記録役によってホワイトボード上に記載され、『FGC』の間いつでも見て確認できるように配置された。

通常FGCの導入段階で行われるとされる「アイスブレイク」の時間は、用意されなかった。

この情報共有段階では、実母と祖母の表情・姿勢からは緊張が感じられ、2人の間に祖父が座って緩衝役を担っているように見受けられた。

こうした緊張感は、説明を終えた児童福祉司への攻撃として表現された。祖母は体面上言葉を荒げることはなかったが、実母は、児童相談所が自分を不利な立場に追い込んでいると児童福祉司を責めた。この雰囲気は、次のファミリータイムにまで、少なからず持ち込まれることとなり、準備・導入段階での雰囲気づくりには、課題を残した。

#### (2) ファミリータイム

##### ○ファミリータイムの様子

児童相談所職員が席をはずすと、しばらく静かだった室内から実母・祖母が口論しているような気が伝わってきた。担当児童福祉司は、割って入った方がよいか気をもんだが、結果的には最後まで様子を見守った。口論は次第に納まり、20分程で実母が話し合い終了を伝えてきた。

##### ○話し合われたこと

(以下、祖父からの報告による)。当初、祖母は実母の攻撃的な言動に拒否的な姿勢を示していた。そのような中で、祖父は、祖母、実母どちらの味方をすることもできず、2人のやり取りに入れずにいたが、そうした姿勢が、次第に祖母・実母双方から非難的となり、2人が祖父に最終決断を迫ることとなった。

祖父は、ためらいながらも、本児の通学を第一に考えるべきではないかとの考えを示した。すっかり慣れて適応していることであるし、当面今の学校への登校をベースとし、学校生活に支障が出なければ、その範囲で実母宅への帰宅は増やして行けばよいのではないかと考えた。

現在通学している学校が祖母宅に近い以上、学校を基準にすると祖母が有利で自分は不利だと実母は主張したが、祖父は、それならば中学進学時に実母宅近くの学校に通わせられるよう、

精神面と生活面の安定に努めろ、そのためにはあと1年しか猶予が無いぞ、と叱りつけた。祖母は、そんなことを言ったら、中学に入ったら実母が養育することを確約しているようなものではないか、と不満を示したが、祖父は「そうは言っても、育てられるのなら母親が育てるべきだ」と祖母をたしなめた。

### (3) 合意形成

祖父より、上述のような家族の話し合いの経過とその結論（ファミリーグループとしての意向）が示された。

児童福祉司は、ファミリーグループが結論を出したことを評価し、決定内容を支持した。

児童心理司は、決定を評価しつつも、今回の話し合いに子どもの意向が直接反映されていないことを指摘した。子どもは、大切な実母が大切な祖母と対立している中で、どちらも選択できないで苦しんでいるのではないかと、しかし、そうした子どもの苦しみへの理解が、ともすれば実母も祖母も乏しくなりがちなのではないかと、疑問を投げかけた。

それを聞いた祖母は、自分は孫を守っているとの自負があったが、自分も孫を苦しめていたのか、と戸惑いの発言があった。

スーパーバイザーは、すぐに全員の満足につながる答えは見つからないかもしれないが、家族で考えて行くことが大切、子どもの安全を守る術を他人が判断するのではなく、家族が判断して実行できることが一番であることを伝え、今日はその重要な一歩だったのではないかと感想を述べた。

実母は、言うことは何もない、と、発言はしなかった。

### (4) 実施後の状況

子どもの生活形態は『FGC』開催前と変わっていないが、児童相談所と「家族」との関係性には変化が見られた。

実母は、これまでの「子どもを返せ」という要求ではなく、時折、日常生活の愚痴や『FGC』を開いたことへの不満などを伝えては来るものの、頻度も口調も落ち着いてきた。その後、母方大叔母が相談相手となってくれたことと、大叔母の紹介でメンタルクリニックに通うようになったことも、児童相談所の比重を下げることに繋がった。

祖母は、実母からの引き取り要求が当座退けられたこともあり、平静を保っている。実母の通っているメンタルクリニックの主治医に、実母の養育能力の適正を尋ねていったとの情報が、後日入った。

『FGC』以降、やり取りのキーパーソンは祖父に移りつつあったが、その祖父からは、これからも家族での話し合いでやって行きたい、との申し出があり、それを受けて児童相談所は関与を終了する方向で調整に入った。

## 5 考察

### (1) 児童相談所の主体性・家族の依存性

児童相談所が虐待介入をすることにより、子どもを守る主体は一時的に家族から児童相談所に移る。この構造の変化を受け入れ、児童相談所の指導に乗るという家族の姿勢は、当初、児童相談所としては高く評価するに値する。

しかし、その後も指導に乗り続けるということは、場合によっては、家族の主体性が損なわ

れ過度に依存性が高まったり、再統合に対する無気力な姿勢が顕著に現れたりするといった、弊害ともいえるべき新たな課題を生じさせることにもつながる。

このように、介入当初は評価することができた「指導に乗る」という当事者の姿勢も、再統合という文脈で考えた場合、主体性が損なわれすぎると、逆にマイナスの評価に結びつくこともありうる。そしてこうした状況は、児童相談所にとって、その後の展開に大きな負担となる可能性もある。

本事例は、虐待介入後「子どもの安全を守る」という最優先課題の達成のために親族の協力を引き出し、母方祖母に子どもの養育を委ねるという形で解決を見出したもので、児童相談所の観点からすれば、ひとつの介入成功事例であると言える。しかし、そうした課題達成に向けた取り組みの主体性を児童相談所が握っていたことから、その後の「安全」の維持にあたり、家族・親族から判断とその責任の全てを委ねられ、家族・親族間の葛藤に巻き込まれるかたちで担当児童福祉司が身動きが取れなくなったものである。

一時的に家族から「子どもの安全を守る」判断の主体性を奪っておきながら、それを家族に戻して行くことは、正反対の方向性をもったものであり、それを一機関で行うことに矛盾をはらんでいると見る向きもあるが、児童相談所にとっては両立させねばならないのが現実であり、大きな課題となっている。しかし、再統合が達成されたならば、安全確保の主体は当然家族に置かれるべきであるにもかかわらず、それをいつ、どのように戻して行けばいいのか、その方法論はまだ十分には確立されていない。担当者を中心とした、個人的な経験や力量に負わざるを得ないのが現状である。

その結果、順調に「指導」に乗って再統合を果たしたかのように見えていても、この主体性が十分に育まれていなかった場合、不適切な養育状況が再発してしまったり、あるいは再発までには至らないにしても、いつまでも「指導」を解除することが出来ないといった事態が起こりうる（家族への継続的な支援は、他のサポート環境が十分でない場合は児童相談所の重要な役割のひとつであるが、当事例のように、親族も含めれば社会的サポートがなくとも「身内」の範囲で解決に到達可能な資源を有しているにもかかわらず、「指導」から抜け出ようとしないうるケースも生じ得る）。

このようなことから、どのように「主体性を家族に戻して行くか」、その方法論の確立と獲得は、児童相談所の家族再統合の取り組みにおいて、重要な課題であると言える。

## （２）出来るだけ無理のないかたちで家族に主体性を戻すこと

最終的には主体性を家族に戻すとすれば、本事例のように、児童相談所への高い依存傾向がいつまでも維持されることは、あまり好ましくはない。

とは言え、これまで担当児童福祉司が粘り強くやり取りを重ね、実母とも親族とも関係性を築き上げて来たからこそ、このような依存も生まれ、当初の解決を見ることが出来たと言えるし、事実その後も「子どもの安全を守る」という文脈において、児童相談所に向けて関わりを求める発信がなされる関係性が維持されてきたとも言える。

こうした状況において、突然「以後、自分たちで判断するように」と、主体を当事者に投げ返すような事態は、それが突然であればあるほど、当事者家族・児童相談所双方に様々な不安を生じさせる。

家族は、児童相談所が、一旦は羽をもぎ取るかのように強引に支配しておきながら、それに

適応した途端に、今度は裸で放り出すかのような突き放しであると感じ、翻弄されて混乱し、見捨てられ不安を抱くかもしれない。そして、そうした混乱のまま放置されることで、あとには土足で踏みにじられたかのような被害感しか残らないかもしれない。

児童相談所としても、そのように突き放したところで、児童相談所が適正だと認められるような判断と行動を、家族が見せてくれる保障は何も無く、そのことがまず不安でならないし、児童相談所が手を引こうとする動きが、実母あるいは親族の誰かに見捨てられ不安を抱かせ、まとまる話もまとまらなくなるのではないかと、という心配もよぎる。更にはそのことで当事者と児童相談所との関係性が崩れ、今後「子どもの安全を守る」上で、肝心なときに家族・親族からの必要な発信が得られなくなるのではないかと、といった懸念が拭えない。

こうした不安や懸念を抱えつつ、しかし一方でいつまでも「依存」構造を維持している限り、最終的なゴールには到達しないという板ばさみの中で担当児童福祉司が模索したのは、極力無理を避けつつ徐々に家族に主体性を移行する方法である。その結果、今回の『FGC』の活用に思い至ったものである。

### (3) 『FGC』活用の成果：本事例のふり返りを通して

以上のような観点から、方法として今回「FGC」を選択し、実施をした中で、成果として考えられる点をいくつかふり返ってみたい。

#### ア. 家族・関係者が一堂に会したオープンなコミュニケーション構造を構築できたこと

これまでは、担当児童福祉司を介して「二者間」のコミュニケーションが複数存在し、各家族成員と児童福祉司との関係性の中で、様々な依存と操作が生じていた。児童相談所にとっては、とりわけこれが主たる負担となっていた部分である。一堂に会することで、まずそうした構造にあることがオープンにされたと考えられる。その上で、担当児童福祉司以外の者（親子支援チーム）が進行を掌ることをはじめ、複数の職員が役割分担を行うことで依存や操作の色彩を薄め、担当者ひとりにかかる比重を下げる事ができた。このように、まずは『FGC』の情報共有段階のように（これは通常の合同ミーティング等でも言えることだが）、家族や関係者が一堂に会することでオープンなコミュニケーション構造を構築することができたという点が、成果の第一歩であったと考えられる。

#### イ. 「主体」の移行をテーマとしていることをメッセージとして家族に伝えられたこと

①情報共有段階で、経過や開催の趣旨を明らかにした上で、②ファミリータイムに移行してファミリーグループのみで話し合ってもらい、③合意形成段階でファミリーグループからの意見の提示を受けて評価し合意する、という一連の流れは、『FGC』の進行の主体は依然児童相談所が握っていないながらも、提起されたテーマについて考える主体はファミリーグループに移行されて行くということを、家族が体験的に味わう場となっている。その中で、そうした体験を通じて「主体の移行」がテーマとなっていることがメッセージとして家族に浸透して行くのではないかと考えられる。その結果が、ファミリータイム、あるいは『FGC』開催後の家族の「主体的な」動きにつながっていったものと思われる。

#### ウ. 「主体」の移行に対する反応や抵抗感を軽減することができたこと

「主体」の移行が今回の『FGC』のみで完結するわけではないことは明らかだが、移行のきっかけとなる、体験の場としては十分に機能したと考えられる。これまでの支援構造とは異なる実施形態をとったことで、実母ないし祖母は見捨てられ不安を覚えたかもしれない。しかし、

『FGC』実施場面では、児童相談所の枠組みを守る抑えとしてのスーパーバイザーの存在や、進行をつかさどる親子支援チームなどとの役割分担が明確に行われた結果、担当児童福祉司は家族に対する支援者という位置付けを十分に演出することができたのである。この、担当児童福祉司が支援者として機能したことは、主体の移行に対する反応や抵抗感を和らげる上で大きな意味があったと考えられる。その結果、その後も大きな抵抗を受けることなく、表面上、児童相談所担当者との関係は比較的穏やかにフェードアウトさせることにつながっていたと考えられる。

#### エ. 潜在化していた家族の「キーパーソン」が活性化されたこと

本家族（親族）は、「実母」対「祖母」という母子葛藤と、それと距離をとっていた「祖父」、という関係性の中で、家族の判断機能の一部を児童相談所が握る、という構造をもって安定が図られていたものである。今回この「判断機能」を、『FGC』という体験的な場を通して「祖父」に戻すきっかけをつくることができたと思われ、これは、ファミリータイムの大きな成果だと考えられる。児童相談所において、改めて家族で「話し合う」という行為は、極めて非日常的な設定だと言わざるを得ないが、こうした設定だったことがかえって“日常”では潜在化していた「祖父」というキーパーソンを登場させる舞台を整えたのではないかと考えられた。

併せて、今回の実施を通して、配慮を要すると思われる点をあげてみたい。

#### オ. 担当児童福祉司が「支援者」のポジションを取り続けるためには、必要な際に「拒否権」を発動するスーパーバイザーの存在が欠かせない、ということ

『FGC』は、現状ではあくまで任意で用いられる家族支援の一ツールであり、法的な担保等が得られているわけではない。家族の主体性を育てて行くためには、それに向けたエンパワーが不可欠で、『FGC』もそうした「エンパワー・ツール」としての機能を持ち合わせていると考えているが、だからといって、「子どもの安全を守る」ための担保が十分に無い中で、むやみやたらと家族に「判断」を委ねて行けばよい、ということではないことは論を待たない。

そのため『FGC』に際して、支援の軸となる「担当者」とは別に、必要な場合には「家族の決定」を遮ってでも「児童相談所の判断」を主張する役割を別に置いておくことは重要で、これによって逆に支援者である担当児童福祉司は安心して支援に徹することが可能となる。今回そのポジションを担ったのはスーパーバイザーであった。しかしこの立場は、必ずしもファミリーグループと敵対するものではなく、今回のようにファミリーグループが適応的な判断をしたときはそれを大いに評価することが、ファミリーグループの主体性の育みをさらにサポートすることにつながると考えられる。

#### カ. ファミリーグループにおける「キーパーソン」の見当をつけておくことと、「キーパーソン」不在の場合の対応

以前より「実母—祖母」間に強い葛藤が存在していることを念頭におくと、今回の実施に当たってファミリーグループの中にキーパーソンとなり得る存在を探すとすれば、当初よりそれは「祖父」しかいないと考えられていた。祖父は、家庭内での存在感はやや薄いですが、社会的な経験も豊富で、担当児童福祉司とのこれまでのやり取りを見ても常識的な見方が可能であった。そこで児童相談所は、祖父の参加を今回の『FGC』開催に際しての重要条件と考えていた。

しかしながら、実際のところファミリータイムにおいて祖父がどのようなポジションをとるかは、予想できないところもあり、支援者グループとしては当日は（ファミリータイムの間）

退室はしたものの、部屋の外でやきもきして様子を見守るという状況も見られたのである。

こうした予想の難しさ、確実性の無さが、児童相談所が家族に「委ねる」ことに不安を抱く要因のひとつになっている。

そのことを考えると、キーパーソン不在の中でファミリータイムに突入することは、あまりにも冒険であると考えざるを得ない。キーパーソンの見当をつけた上で、可能であればキーパーソンとのコミュニケーションを重ね、キーパーソンのスタンスからファミリータイムの落としどころが予想できる状況となっていることがより望ましいと言えよう。そのためには、家族の「問題解決」のパターンを知っておくことは有効な情報で、今回は1回集中型の実施だったが、可能であれば複数回の実施の中で、「委ねる」内容もスモールステップを踏める方が、児童相談所の安心感にはつながるものと思われる。

#### キ. 形態にこだわりすぎず、機能にこだわるということ

今回の『FGC』実施の主たる目的は、主体を家族に戻すことであるので、それを実現して行くために『FGC』の機能に注目するということを念頭に置いておくことが重要だと思われる。

そもそものFGCと比較すると、環境基盤が十分で無い中で、アイスブレイク・タイムの設定が出来ていなかったり、支援者側は進行役も含めて全て児童相談所職員の中での役割分担になってしまい、第三者が介在しないなど、形態としての不備は多々ある。ファミリーグループも、広く親族や知人・友人を含めて構成することはハードルが高いし、家族に決定を委ねられる範囲にも自ずから限界があるなどの課題は多い。このような点を全てクリアするとすると、『FGC』の実施は現実的ではない、という判断に至ることにもなる。

しかし一方で、主体性を家族に移行するという目的の遂行を考えた場合、その機能の持つ有効性は非常に高く、形態の不完全性にとらわれ過ぎず、機能的な効果を重視して実施して行くことが重要だと思われる。

## 6 終わりに

家族再統合の課題は、単に関係性改善を図ることだけでも、引き取るかどうかという形態を整えることだけでもない。「子どもの安全を守る」という条件の下に、当事者が自分たちのあり方を自分たちで築き直し、さらにそれを維持して行く、という永続的なテーマを包含していると考えられる。

当事者からすれば、虐待介入という児童相談所との望まぬ出会いは、主体性を一時的に奪われるという屈辱を伴うものであるかもしれないが、それはあくまで非常事態なのであり、如何にして早い段階でその主体性を取り戻して正常化を図るか、が重要な課題である。そして、その取り戻した主体性をもって築いたものが、再度、児童相談所によって奪われてしまうようなことがないように保って行くこと、が家族再統合の作業の本質ではないかと考えられる。

そうであるならば、単に「子どもの安全を守る」だけではなく、『「子どもの安全を守る」家族の主体性を育み、強化し、維持する』ことこそ、虐待家庭の家族支援の中心に据えられねばならない。

そうした観点からすると、本事例における『FGC』の活用は、「家族に主体性を戻して行く」上で、児童相談所にとっても当事者家族にとってもひとつの有効な方法であったと考えられる。

当児童相談所では、『FGC』を3年にわたり試行してきた。FGCは決して全ての事例や局面に適合させられる万能性を秘めた特効薬ではないし、多忙な担当者の負担を減らし省力化をはかることに、必ずしも直接的につながるものではないかもしれない。

しかし、子どもを守り育てる主体を家族に戻して行くことを考えた場合、単なる指導や治療教育的アプローチのみではなく、FGCのファミリータイムに代表されるような「委ね」の構造を体験的に経なければ、結果的に主体に戻す方も戻される方も安心してゴールには到達できないのではないか、との思いを強くしている。最終的に「主体性に戻す」すなわち「委ねる」ことがゴールなのであれば、それが「指導の解除」と同時に一気に行われるよりも、一定の枠組みをもった『FGC』の場で体験する、そして場合によってはそれを重ねて行く、というワンクッションもツークッションもがあった方が、双方にとってリスクを軽減し、移行をより安全なものにすることは間違いない。

このような点から、『FGC』活用の場面は決して少なくなく、また実情に合わせた工夫を重ねながら広げて行く必要性もあると考えている。今後もそうした更なる実践を通して、「児童相談所」版としての可能性を探り、家族支援の礎のひとつとして行きたい。

神奈川県厚木児童相談所親子支援チーム  
妹尾洋之  
山下真弘

## 事例 2

### 施設入所中の子ども本人が参加した家族合同ミーティングの事例

#### 1 はじめに

児童相談所が家族への支援を展開していく際に、当事者の意向をいかにつかむことができるかが鍵となる。当事者である親と子が、二者の関係においてコミュニケーションが円滑におこなうことができず、問題への対応に支障をきたすということは多くの事例で見られているが、その場合は第三者の介在が効果的に働くことがある。親と支援者の面接、子どもと支援者の面接という方法により当事者の考えや気持ちを聞き取るという従来から行われてきた方法に加えて、神奈川県では当事者の意向を積極的に引き出すひとつの方法として家族合同ミーティングを行っている。ミーティングという開かれた場で、親や子どもがサポートを受けながらも自身の気持ちを語ることの意味について、事例を通して考えていきたい。

#### 2 事例の概要

母子世帯の本家庭は近隣から養育状況が不安視されていた。現在小学校5年生であるA子さんは、2年ほど前、当時同居していた母親の内縁男性からの身体的虐待をきっかけに家族から分離し児童養護施設に入所となった。その後内縁男性は母親との関係が切れ家を出て行ったが、かねてから心配されていたネグレクト状況の改善にはいたらずA子さんの公的保護は継続されていた。児童養護施設におけるA子さんへのケアと並行して、児童相談所は保護者に対して生活改善のための支援をしてきた。施設入所後のA子さんは、小さなトラブルはあったものの施設での生活には概ねなじんで安定した状態が保たれていた。しかし、長期休みのときに自宅



での外泊を行うと施設へ戻ることを拒み、母親をてこずらせていた。施設職員が説得してようやく施設に戻ってくるということが何度か見られていた。

### 3 家族の状況

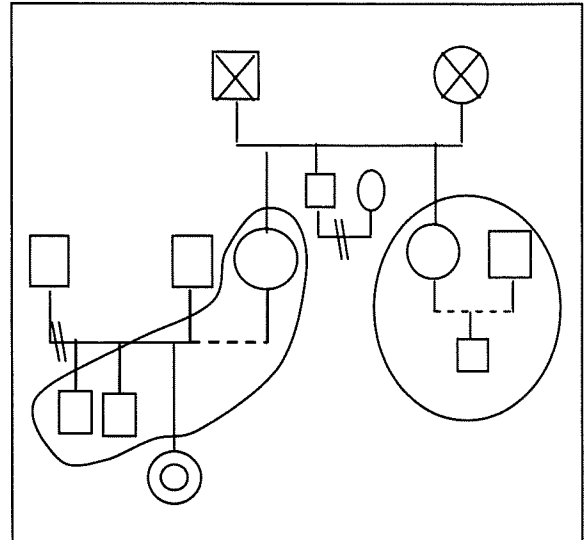
(実母) 軽度知的障害で療育手帳を所持している。

不用品の処分ができず、家の中の整理も苦手なため家の中は物があふれている状態になってしまう。食事を作るなど家事全般のスキルはある。

(長兄) 軽度知的障害、療育手帳所持。養護学校卒業後就労はしたものの長続きしないため、現在は短期のアルバイトなどを行っている。

(二兄) 高校生、不登校気味。

(叔母) 子どもがいる。パートナーとの関係は不安定で、関係が悪くなると本児の家庭にやってきてこの世帯に同居するということを繰り返している。なお、叔母が同居している間は本家庭の居住空間は比較的整理されている。



### 4 家族合同ミーティングの準備段階

#### (1) スタッフによる事前のカンファレンス

家族合同ミーティングを実施する前に児童相談所スタッフでカンファレンスを行った。カンファレンスでは、今回実施する家族合同ミーティングの目的、参加者、予測される到達点、話し合った結果の扱い方などを論点とした。また、ケース概要をレビューし、あらためて本家族の問題整理も行っている。

ケース概要について要点は次のようにまとめられた。

#### A子さんの状況

- ・ 家族に対しての認識は肯定的なものがある
- ・ 施設での身辺整理はできている
- ・ 家に帰りたい、という思いは常に持っている
- ・ 知的な能力は標準範囲にある
- ・ がんこなところがあり思い込むと修正が入りにくい
- ・ 特定の子と密着する関係ではなくほどほどの関係を保つ

#### <何が起きたか>

- ・ 実母の内縁男性（当時）からの身体的虐待
  - ・ ネグレクト状態
- ⇒ A子さんを分離した

#### <家族の情報>

—省略—

#### <経過の整理>

—省略—

現在の家庭状況

- ・ 虐待者は家にはいない → <虐待者は別の世帯で生活している>
- ・ 叔母が同居している
- ・ → <家の中の居住環境は比較的良好に維持されている>

予測される結論

おそらく「6年生に進学する時点で家に帰りたい」という希望が出されるのではないか

A子さんが家に戻ったときに心配

- ・ A子さんの生活リズムが崩れる  
(家族の生活全体が未確立なので流される)  
↳ せっかくの能力が発揮できなくなる
- ・ 不安定な経済状況のため生活環境が悪化する可能性あり
- ・ 思春期の特性として母への反抗が見られる

プラスの要因 (プロテクト要因)

- ・ 2人の兄が落ち着いている  
↳ 母のサポートを期待
- ・ 叔母が同居している  
(同居がいつまで続くか未定ではあるが叔母は母のサポートになる)

今後の支援について

この家族は周囲からの支援を受け入れる



**母を中心とした公的なサポート体制**を組み立てる

<現在機能している>

- ・ 民生委員 / 主任児童委員
- ・ 福祉事務所 (CW + 保健師)
- ・ 保育園
- ・ 介護ヘルパー

**A子に対する直接的な支援**

- ・ 家庭での生活イメージを具体化できるような支援
- ・ (在宅後のフォロー) 現実の生活を見つめる

<今後機能することを期待したい社会資源>

- ・ 自治体の支援センター
- ・ 小学校
- ・ 保健センター



ネットワーク会議でサポート体制を具体化する

なお、カンファレンス自体もホワイトボードに要点を書き込みながら行うなどして、参加者が視覚情報を積極的に活用しながら、より共通のスタンスに立てるような工夫をしながら行っている。

### 参考

本県では、親子支援チームが中心となって一定のフォームのあるカンファレンスを実施して問題の整理に役立っている。なお、当所では「さがみカン」という名称で行っているが、標準的な進め方は以下のとおりである。

※「さがみカン」＝相模原児童相談所カンファレンスの略、ちなみに厚木児童相談所ではあつかん＝熱燗と呼んでいる。

#### 「さがみカン」の標準的な進行

ステップ1	①テーマ設定	話し合いたいテーマについて担当者が提示し、ワンフレーズで表現する。
	②「さがみ感度*」の確認 *「さがみ感度」とは、当該ケースについてどのくらいうまくやれそうかという自信の度合いを、主観に基づき数値化したものである。	参加者それぞれが、「さがみ感度」を表明する。 (0～100点) この数値は、情報量の過多や理解の深さによるものではなく、あくまでもケース展開に自信が持てるかどうかという視点によるものである。
ステップ2	③家族状況の確認	ジェノグラム等を用いて家族状況を確認していく。
	④経過の確認	児童相談所への係属の経過を、整理し確認していく。
	⑤主要な登場人物の人物像を掘り下げる	子ども、親、親族、その他主要な人物について経過や調査情報等により人物像を掘り下げる。
ステップ3	⑥テーマに沿った内容を検討	「本日のテーマ」を軸とした検討を行う。進行役が流れを作り、内容に応じたやり取りを適宜行う。 参加者それぞれが発言しながら整理をつけていくことを目指しており、結論を出すことにはとらわれないようにする。
ステップ4	⑦まとめ	本日の話し合いの感想を述べあい、まとめとする また、ケースを一步展開するためにできる具体的な一手を確認する。
	⑧「さがみ感度」の変化を確認	カンファレンス後の「さがみ感度」の変動を聞き取り、差異を確認し効果を実感する。

## (2) A子さんとの面接

家族合同ミーティングの前に、担当の児童心理司がAさんと面接を行った。児童心理司はAさんと定期的に会って、児童養護施設での生活や学校での出来事などを題材に面接を行っているが、今回は合同ミーティングの準備のために面接を設定した。Aさんのこれからのことを考えるためにお母さんと施設の職員や児童相談所の職員が集まって話し合いをすること、Aさんにもぜひ出席して自分が思っていることを話してほしいこと、もしもたくさんの人の前で話をするのが大変な場合は児童心理司がサポートすること等を伝えた。Aさんは家族合同ミーティングに参加することを了解した。

## 5 家族合同ミーティング

事前の打ち合わせにより家族合同ミーティングの大まかな進行を決めた。次のような次第を用意し全体のアウトラインをイメージして当日を迎えた。

### <次第>

#### ーAさんにご家族のこれからのことを考えるミーティングー

- 1 本日のミーティングの目的について (児童相談所)
- 2 自己紹介と今日のミーティングで話し合えたら良いと思うこと (全員)
- 3 これまでの経過と現状について
  - ・ 児童相談所がご家族に関わるようになった理由 (児童相談所)
  - ・ Aさんの生活の様子 (〇〇施設)
  - ・ ご家族の状況 (お母さん)
- 4 Aさんにご家族の交流について
  - ・ 施設から見た交流の様子 (〇〇施設)
  - ・ ご家族が感じている交流の様子 (お母さん)
- 5 家庭引き取りに向けてAさんと一緒に考えましょう
  - ・ 家で生活することについての考え (Aさん)
  - ・ 引き取りに向けたご家族の考え (お母さん)
  - ・ 施設としての考え (〇〇施設)
  - ・ 児童相談所としての考え (児童相談所)
  - ・ その他
- 6 まとめ、確認 (児童相談所)
- 7 感想 (全員)

家族合同ミーティングは、次第に沿って親子支援チームが司会進行を行った。Aさん本人の参加は、「5 家庭引き取りに向けてAさんと一緒に考えましょう」からとし、それまでは担当心理司と別室で面接をし、ミーティングの準備をしながら待機していた。